

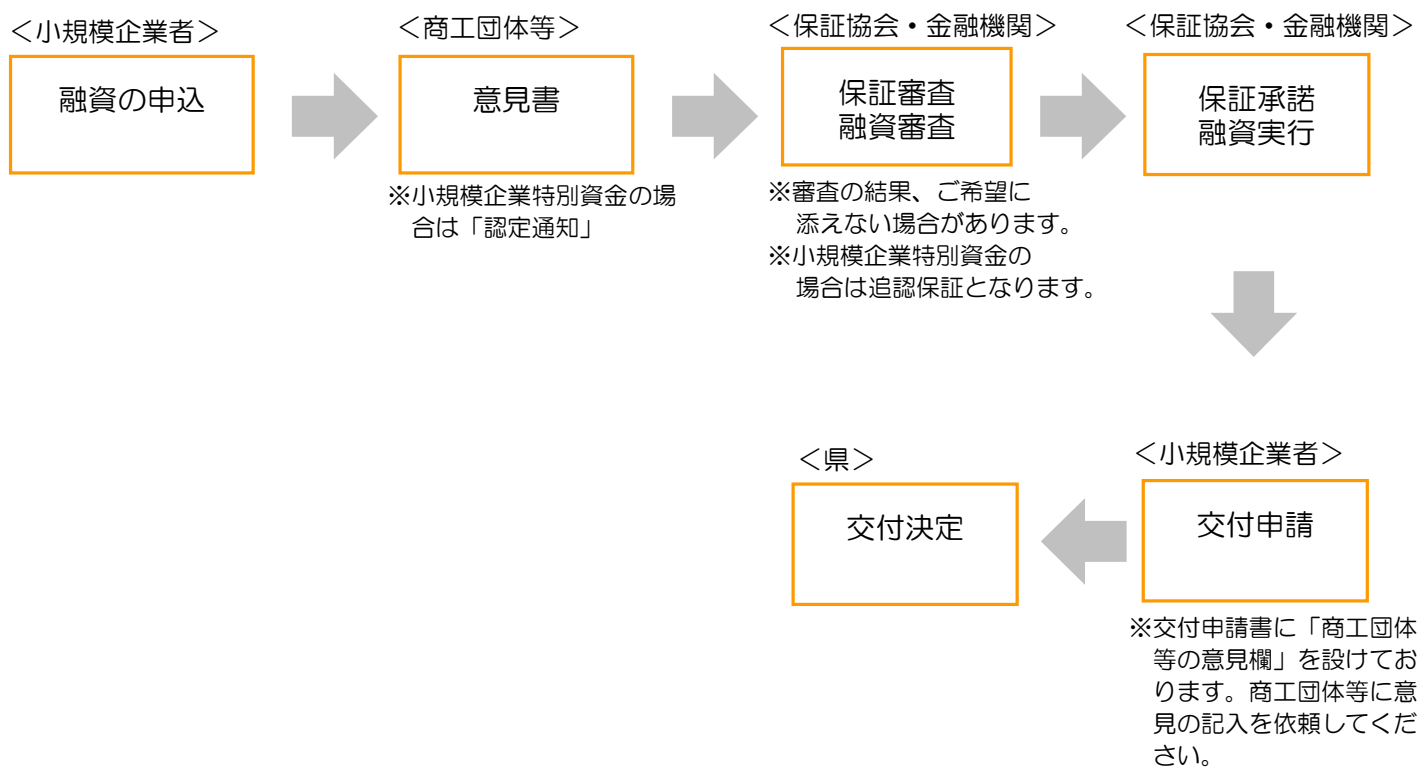
設備投資にかかる利子補給(小規模企業者向け)

生産性向上につながる設備投資を行う小規模企業者を、利子補給によって支援します。

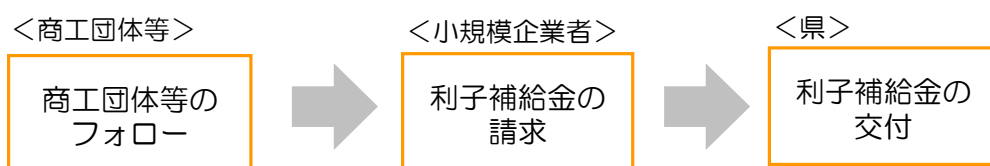
※「小規模企業者」とは、中小企業者又は中小特定非営利活動法人のうち、常時雇用する従業員の数が20人(商業又はサービス業については5人、ただし宿泊業及び娯楽業は20人)以下のもの。

対象資金	小規模企業特別資金・小規模企業育成資金
対象者	生産性向上につながる設備投資を行う小規模企業者
対象設備	生産性向上につながる設備投資 ※ただし、商工団体等の認めるものとします。
対象資金用途	設備資金・運転資金 ※ただし、運転資金は設備導入にかかる物品購入費や諸経費等に限ります。
利子補給期間	3年間
利子補給率	0.50%
計算方法	支払利息金額×設備投資の割合×利子補給率／融資利率
利子補給方法	県から小規模企業者へ利子補給金を交付します。
交付時期	利子補給金の交付は年2回とします。 1月～6月分を9月までに、7月～12月分を3月までに交付します。 ※ただし、交付決定金額を上限とします。
必要書類①	フォロー状況報告書 ※年2回、商工団体からフォロー(設備の稼働状況、課題、経営改善・向上の助言等)を受け、「フォロー状況報告書」を作成してもらってください。
必要書類②	利息支払証明書 ※利息の支払を証明する書類を、金融機関から取得してください。
その他	生産性向上とは・・・ 経営状況や設備投資内容に応じて、指標と目標値を設定してください。 例) 労働生産性(※1)が3年で1%向上 付加価値額(※2)が3年で1%増加 営業利益率が3年で1ポイント上昇 平均労働時間が3年で1%減少 など ※1 労働生産性 (営業利益+人件費+減価償却費) / (労働者数) 又は (労働者数×労働者一人当たり年間就業時間) ※2 付加価値額 営業利益+人件費+減価償却費

ご利用の流れ(交付申請時)



ご利用の流れ(請求時)



お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL:0852-22-5882

ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>